

防災庁設置準備アドバイザー会議 報告書

令和7年6月4日

国民と共に考え、共に備え、共に守る。

災害から命を守り抜き安心して暮らせる社会、
防災により新たな価値を生み出す未来を創る。

そのような社会・未来を実現するのが防災庁である。

「災害大国」から「皆で共に創る防災立国」へ

～ 災害から命と暮らしを皆で守り抜く社会と未来を創り上げる ～

我が国は世界有数の災害大国であり、これまで多くの人命が災害によって失われてきた。

様々な災害が頻発する中でも誰もが安心して暮らせる社会を築くこと、すなわち、どのような状況でも、人命・人権最優先の考え方の下、国民の命を守り、救われた命を確実につなぎ、国家・社会機能を維持すること。

これは、国の使命である。

私たちは、これまで幾度となく災害に直面してきた。

1923 年関東大震災では広域な延焼火災、1995 年阪神・淡路大震災では古い木造建物の耐震性、2011 年東日本大震災では大津波からの避難、2016 年熊本地震や 2024 年能登半島地震ではなおも続く厳しい避難生活環境等の課題が示された。

災害は常に我々の社会の脆弱さを突いてくるが、その都度得られた教訓から、多くの関係者の不断の努力により、防災・減災の取組を進化させてきた。

しかし、いまだ災害によって失われる命は多く、救われた命が被災後の生活環境や支援が十分でないことによって失われるという痛ましい事例も繰り返されている。

今後、同様の災害が起きたとしても、このような事態を繰り返すことがないように、これまでに蓄積された経験と教訓、そしてデジタル技術をはじめとする最先端技術を活用し、命と暮らしを守る平時からの備えを加速するとともに、科学的な根拠に基づく対策を徹底的に強化し、被害を減少させる必要がある。

一方、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山噴火のように、超広域かつ複数の都市・地域社会が同時多発的に被災する国難級の大規模災害の発生が差し迫っている。

最新の被害想定では、南海トラフ地震の想定死者数は、最大で東日本大震災の 10 倍以上。気象災害も、気候変動の影響により、我々の想像を絶する国難級の広域・大規模災害を引き起こす危険性がある。

この 100 年で我が国が経験した災害とは次元の異なる事態であり、従来の延長線上での対応では、到底、太刀打ちできるものではない。

このような国難級の大規模災害においても、最善の対応を行うためには、従来の制度や前提にとらわれず、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大する現象、いわば「社会現象の相転移」のような現象を平時のうちに先回りして発見し、産官学民が連携して、被害を劇的に低減させる抜本的な防災戦略・戦術の再構築が必要である。

これまでに幾度となく経験した規模の災害には、蓄積された教訓から、皆で手を取り合って確実に乗り越えられるよう、万全の備えを進める。

そして、国難級の災害には、従来の枠組にとらわれず、被害の劇的な軽減を実現するために、あらゆる方策を平時から考え抜き、人を育て、新たな技術を開発・活用し、それを実践することで、社会全体で立ち向かう。

これは、次世代の命運を担う国家的挑戦であり、内閣総理大臣の指揮の下、防災庁が中核となって、関係府省庁が一体で取り組む必要がある。

また、防災は行政だけで目標を達成できるものではない。

防災庁は、全体を俯瞰し、産官学民をつなぎ、我が国にふさわしい防災を中長期的に構想・実現する司令塔となる。

国、地方自治体、保健・医療・福祉関係者、企業、業界団体、大学・研究機関、地域、NPO／NGO、ボランティア、そして国民一人ひとりが、災害大国に暮らしていることを自覚した上で、共に考え、共に備え、共に守り、総力を結集し、共に未来を築いていく。

国難級の災害に敢然と立ち向かい、その過程で生まれる技術や仕組みは、我が国のみならず、様々な自然災害の脅威にさらされている世界を救うことにもつながることとなる。

皆で危機を乗り越え、安心して暮らせる社会、そして、防災により新たな価値を生み出す未来を創る。

それは、これからの次世代を担うこどもたちに、しなやかで強く、豊かで楽しい日本を手渡すことであり、これこそが、私たちの目指す「皆で共に創る防災立国」の姿である。

目次

第一章 防災庁の必要性

1. 我が国の災害をめぐる状況	1
2. 我が国を取り巻く社会状況	1
3. 今後の防災行政に必要な機能	1
4. 現在の体制における課題と防災庁の必要性	2

第二章 防災庁の基本理念と果たすべき役割

1. 防災庁の基本理念	3
2. 防災庁の目的と果たすべき役割	3
(1) 防災に関する基本政策・国家戦略の立案	3
(2) 平時における徹底的な事前防災の推進・加速の司令塔	3
(3) 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔	4
3. 防災庁における行動原則	4

第三章 防災庁が今後取り組むべき防災政策の方向性と具体的な施策

1. 防災に関する基本政策・国家戦略の立案	4
2. 平時における徹底的な事前防災の推進・加速	5
(1) 未然の被害防止・軽減対策の推進・加速(予防力強化)	5
① 分野横断的な災害リスク評価	5
② 災害リスク評価に基づく戦略的な対策計画の立案	5
③ 関係機関等による被害防止・軽減対策の実践	5
④ 民間・個人における予防力強化の推進	6
(2) 発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備の推進	6
① 円滑な初動体制構築に向けた事前準備	6
② 迅速な被災者支援の実現に向けた体制構築と事前準備	6
③ 早期の復旧・より良い復興に向けた事前準備	6
3. 発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応の統括	7
(1) 初動体制の構築	7
(2) 高度な被害情報の収集・集約・分析・共有と情報発信	7
(3) 被災自治体とのワンストップ窓口による支援	7
(4) 適時適切な被災者支援の実施	7
(5) 被災地の早期の復旧・より良い復興に向けた継続的な支援	8
4. 防災政策推進のための共通基盤の形成	8
(1) デジタル防災技術等の徹底活用の推進(データ・AI活用、情報収集・集約体制強化等)	8
① デジタル技術を基盤としたデジタル防災の推進	8
② 先端技術の利活用による災害状況把握と対応強化	9
③ 通信基盤の確保とデジタル人材の育成による災害対応力の強化	9

(2) 国民の行動変容をもたらす防災教育・啓発、課題・教訓等の継承	9
① 防災教育・啓発、地域の防災人材育成等の推進	9
② 災害の記録・課題・教訓の継承	10
(3) 様々な関係者の力を結集した連携体制の構築	10
① 地方自治体の災害対応力の強化	10
② 地域における防災力の強化	10
③ 専門性・リソースを持つ民間企業等の参画拡大	11
④ 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大	11
⑤ 被災地支援に関わる市民等ボランティアとの連携	11
⑥ 産官学民連携による災害対応実施体制の構築	11
(4) 防災に関する標準化された災害対応・人材育成体制の構築	11
(5) 産官学民の連携による最新科学技術による防災技術の研究開発、社会実装の推進	11
(6) 防災技術や知見・ノウハウの国際展開、世界への貢献	12

第四章 防災庁に求められる組織体制の在り方

1. 各府省庁等への勧告等	12
2. 十分な体制等の確保	12
3. 専門人材の確保・育成	13
4. 職員が誇りを持ち、持続的に働ける環境づくり	13

おわりに	14
------	----

第一章 防災庁の必要性

1. 我が国の災害をめぐる状況

- 災害大国である我が国では、この 30 年間で、阪神・淡路大震災、東日本大震災、御嶽山噴火、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 6 年能登半島地震をはじめ、多くの自然災害に直面してきた。
- 近年は、気候変動により、風水害が頻発化・激甚化しており、加えて、今後は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など、甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念される状況にある。
- 特に、今後 30 年以内の発生確率が 80% 程度である南海トラフ地震では、最大で死者数が約 29.8 万人、災害関連死者数は少なくとも約 2.6～5.2 万人、経済被害は資産等の被害だけでも約 225 兆円など、まさに国難級とも言えるべき被害が想定されている。

2. 我が国を取り巻く社会状況

- 急速な少子高齢化・人口減少の中で、地域コミュニティの弱体化など、社会全体での災害対応力の低下が懸念されるとともに、発災時には、高齢化を背景に、災害関連死が増加する状況にある。
- 高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラやライフラインの老朽化に加え、首都圏の高い人口密度、地方における医療・看護、福祉・保健、交通・流通等の社会基盤サービスの縮小、さらに、地方自治体の人員不足も、災害への脆弱性を高める要因となっている。
- 複合災害など災害形態の複雑化やインフラ・ライフラインの相互依存の拡大等により、複数の施設管理者など関係者が多様化するとともに、分野や所管を超えた横断的な解決方策が求められる課題が増加しており、発災してから対策を講じていたのでは、迅速・的確な対応は困難な状況にある。
- また、行政が防災対策を進めるほど、住民の主体的な意識が弱まり、行政に頼る傾向が強まってしまふことも否定できない。
- 一方、近年、AI や IoT、衛星、ドローン等の先端技術が急速に進化しており、防災への活用の可能性も大幅に拡大している。
- 世界各地で、気候変動等の影響により自然災害による被害が増加しており、国際社会においても災害被害の軽減が重要な課題となっている。

3. 今後の防災行政に必要な機能

- 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害から国民の生命を守り抜くことを第一に、社会・経済機能を維持することは、国家の責務である。
- 我が国を取り巻く社会状況を踏まえると、平時から、産官学民一体となり、国全体で徹底した事前の備えを行う防災の取組を加速することが不可欠である。
- これまで、災害の度に、教訓を踏まえ、災害対策が進捗してきたが、国難級の大規模災害に対しては、過去の事例・教訓に学ぶだけでなく、「社会現象の相転移」¹のような事態、すなわち、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大する事態を想定し、将来発生し得る災害への対策を先取りして万全の備えを行う防災行政に転換することが必要である。

¹ 阪神・淡路大震災では、人口及び建物が密集した地域において、老朽化した木造建築物が大規模地震により全壊・倒壊し、被害が爆発的に拡大した。これは、都市の過密構造や木造建築物の耐震性の低さなど、社会に内在していた脆弱性が、大規模災害という外的要因を契機に、社会の対応可能な限界を超えたことで、被害が激増した現象である。本稿では、このような、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大する現象を「社会現象の相転移」と呼ぶ。

- その際、災害対策に関する人的・物的リソースや予算、時間に限りがあることを念頭に、未然の被害防止・軽減対策によって、死傷者や支援が必要となる被災者の絶対数を減らすとともに、産官学民の総力を結集し、常に技術の最先端も見据え、平時から徹底的なデジタル技術活用等による事前準備、継続的な改善を行うことによって、災害対応力の抜本的な強化を図ることが必要である。
- 加えて、熊本地震や能登半島地震の教訓を踏まえ、被災者が健康危機や生活困難、社会的孤立に陥ることなく避難生活を送り、災害関連死につなげることがないよう、女性、高齢者、こども、障害者、外国人など、ジェンダーや多様性の視点から、被災者支援の全体像を体系的に捉え、避難所という「場所」だけではなく、「人」に着目し、被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の実現が必要である。
- また、災害大国であり、今後、国難級の大規模災害の発生も懸念される我が国においては、災害が「いつか来る」ではなく、「いつ来るか」という意識に切り替えるとともに、大規模災害の発生時には、行政が最大限努力しても対応が網羅的に行き届かない場面があることを国民全員が認識し、国民が自らの命を守り、主体的に防災活動に関与するという行動変容を促すことが必要である。
- そのため、国民の生命・人権の保護を最優先に、大規模災害の発災時においても国家・社会の機能を維持するため、平時から、
 - ① 未然の被害防止・軽減対策(災害予防力強化)
 - ② 発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備(災害対応力強化)
 という事前防災の両方の取組を徹底的に行い、来るべき大規模災害に対する対策を加速することが必要である。
- さらに、発災時には、被災者が尊厳ある暮らしを営むとともに、一日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、事前防災として準備した各種災害対策を、最大限、効果的・合理的に発動させ、被災地のニーズを的確に把握するとともに、関係機関が一丸となって災害対応に取り組むことが必要である。
- また、我が国は第3回国連防災世界会議で「仙台防災枠組」の採択を主導するなど、積極的に国際防災協力に取り組んできており、世界各国において自然災害の被害が増加していることを踏まえれば、災害大国である我が国の経験や教訓、技術・知見の共有が一層求められる。

4. 現在の体制における課題と防災庁の必要性

- 現在、政府において、防災(災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害からの復興)に関する基本的な政策の企画・立案・総合調整は、内閣府防災担当が担い、また、災害対応時の実動や個々の行政分野における防災対策については、各府省庁が所管に応じて実施することとされている。
- 内閣府防災担当の業務運営は、発災時には他省庁等の人的応援を得てもなお災害対応業務に追われ、その間、事前防災に係る企画・立案・推進に係る業務が中断するとともに、一つの災害の対応をしているうちに次の災害が発生し、また次の対応が必要となるなど、ほぼパンク寸前の状態であり、被害を未然に防止・軽減するための方策や災害への事前準備を万全に実施する体制、個々の災害を中長期的視点も含め、定期的かつ十分に検証する体制が構築できていない状況にある。

- また、大規模災害において、被災地等のニーズに対し行政等の有するリソースが絶対的に不足し、発災時の災害対応等を万全に実施できない状況も発生し得る中、また、分野や所管を超えた横断的な解決方策が求められる課題が増加する中で、限られたリソースによって最大限、効率的かつ効果的な対応を行うためには、大局的な観点から全体を捉え、専門的な経験・知識を基に、関係者間で高度なコーディネートを行うことが重要となる。
- このような状況の下、個々の行政分野を担う各府省庁等の有する専門性・即応性等を最大限に活かし、総力を挙げて災害に立ち向かうためには、平時の事前防災の統一的な司令塔として、各府省庁等の取組全体を俯瞰し、産官学民が一体となった対策を加速するとともに、発災時から復旧・復興期においては、徹底した平時の備えを基に、各種災害対応策を最大限に発動するための司令塔となる組織体制の構築が不可欠である。

第二章 防災庁の基本理念と果たすべき役割

1. 防災庁の基本理念

- 防災庁は、国民の生命・人権の保護を最優先に、自然災害による被害の最小化を図るとともに、国家・社会の機能を維持することにより、早期の復旧とより良い復興を成し遂げ、安全・安心、持続可能で豊かな社会を実現する。

2. 防災庁の目的と果たすべき役割

- 防災庁は、国難級の大規模災害に備え、「国民の命と暮らしを守り抜く」ことを究極の目的とする。
- このため、防災庁は、あらゆる災害の発生を前提に、我が国の防災全体を俯瞰するとともに、産官学民のあらゆる力をつなぎ合わせ、我が国にふさわしい防災の在り方を中長期的に構想し、防災政策を推進するための責任を負う。
- そのために防災庁は、以下(1)から(3)のとおり、防災に関する基本政策の立案と、平時から発災時、復旧・復興期までの一貫した司令塔機能を担う。

(1) 防災に関する基本政策・国家戦略の立案

- 防災庁は、多様な経験と高度な知見に基づき、防災に関する積極的かつ高度な政策・戦略を立案する機能を担う組織であり、これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証を実施するとともに、常に最先端の技術動向を見据え、過去の制約や固定観念にとらわれることなく、あらゆる事態を想定して起こり得る被害を先読みし、防災に関する中長期的かつ総合的な基本政策や国家戦略の企画・立案を行う。

これにより、国民一人ひとりが災害に備え自ら行動できる意識が根付いた防災社会の構築を目指し、我が国全体の防災政策を牽引する。

(2) 平時における徹底的な事前防災の推進・加速の司令塔

- 防災庁は、大規模災害発生時においても、国民の生命・人権の保護を最優先に、国家・社会の機能を維持するため、平時から、関係府省庁や地方自治体、民間事業者等の各主体が、自律・分散・協調して事前防災の取組の検討・実行・改善を行うとともに、国と地域が連動して防災対策を実行できるよう、事前防災の司令塔として、それぞれの取組を大局的に把握し、各主体が担う役割(縦割り)の狭間にある課題や、対策の抜け・漏れを発見した上で、連携強化や更なる対策の推進に向けた総合調整、勧告等を行うことにより、平時の事前防災を推進・加速する。

（３）発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- 防災庁は、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔として、政府の災害対策本部の運営等を担い、デジタル技術等を徹底活用した高度な情報収集により国全体の被害状況を把握するとともに、被災地の「ワンストップ窓口」として、被災地との緊密なコミュニケーションによる支援ニーズの把握、被災地を支援する各主体間での情報共有やコーディネートを行うことで、迅速な応急活動、被災者支援等の災害対応、早期の復旧・より良い復興等を推進する。さらに、初動対応のみならず生活再建や復旧・復興フェーズにおける対応も含め、中長期的視点も踏まえ、定期的かつ十分に検証を実施し、そこで得られた教訓を次の災害への備えにつなげる。

３．防災庁における行動原則

- 防災庁の基本理念を実現し、その目的・役割を果たすために防災庁職員が備えるべき行動原則は、以下のとおりである。

＜平時から発災時、復旧・復興までの 一貫した行動原則＞

- ・ 人命・人権最優先
- ・ 俯瞰的・横断的に物事を捉える
- ・ 現場目線・被災者目線の徹底
- ・ 対応の抜け・漏れを見つけ、補う
- ・ あらゆる関係者をつなぐ
- ・ 経験・教訓を継承し、未来へ備える
- ・ 新技術を創出し、徹底的に使いこなす

＜平時の心得＞

- ・ 人命・人権最優先
- ・ 常に正常性バイアスと戦う
(正常性バイアスを前提とした備えの徹底)
- ・ 常に次の災害に備える(事前防災の徹底)

＜発災時の心得＞

- ・ 人命・人権最優先
- ・ 現場目線で自ら決断する
- ・ 早く大きく構える

第三章 防災庁が今後取り組むべき防災政策の方向性と具体的な施策

発災時の実動や個々の行政分野における防災対策については、専門性・即応性等の観点から、従前どおり、所管する各府省庁等において実施することを基本とするが、防災庁は、これまで内閣府防災担当が担ってきた業務に加え、司令塔として、社会全体を見渡した広い視野から、各府省庁等の防災対策を推進・加速する。

１．防災に関する基本政策・国家戦略の立案

- 我が国の地形や気象条件、社会情勢等に加え、将来にわたって起こり得る環境の変化を踏まえ、デジタル技術等の最先端技術を徹底的に活用しつつ、大局的な観点から、国難級の大規模災害や複合災害など、あらゆる事態を想定し、「社会現象の相転移」のように、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大するような現象を先回りして発見する。
- さらに、中長期的視点も含め、これまで経験した災害に対する定期的かつ十分な検証を行う。
- これらを踏まえ、国民一人ひとりが災害に備え自ら行動できる意識が根付いた防災社会の構築に向け、必要な法制度の抜本的な改正も見据え、中長期的に取り組むべき総合的な防災に関する基本政策・国家戦略の企画・立案を行うとともに、併せて、関係機関の役割分担を含む防災体制の在り方についても検討を進める。

2. 平時における徹底的な事前防災の推進・加速

- 事前防災の両輪となる「未然の被害防止・軽減対策(予防力強化)」、「発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備(災害対応力強化)」について、災害リスク評価等を通じて社会の急所・ボトルネック(「社会現象の相転移」の原因となる具体的な社会の脆弱性)を事前に発見し、ハード・ソフト一体となった対策を講ずることで、産官学民のあらゆる関係者による万全の備えを推進・加速する。

(1) 未然の被害防止・軽減対策の推進・加速(予防力強化)

- 大規模災害に対し、死傷者や避難者を大幅に減らすとともに、国家・社会機能を維持するためには、まずは、未然に被害を予防するため、インフラ・ライフライン等の強靱化をはじめとする被害防止・軽減対策を加速することが重要である。
- このため、国、地方自治体等において、災害リスク評価を通じた戦略的な対策計画を立案するとともに、被害防止・軽減対策を推進する。
- また、民間企業や家庭・個人が予防的な対策に積極的に関与することが、社会全体としての被害防止・軽減につながるため、国民一人ひとりの災害予防力強化のための意識醸成を図るとともに、民間・個人の取組を戦略的に推進する。
- 防災庁はこれらの取組について、定期的かつ十分にモニタリング・分析・評価し、計画へのフィードバック等を推進する。

① 分野横断的な災害リスク評価

- ◇ 平時から復旧・復興までを一体的に捉え、国・都道府県等が連携し、災害時に起こり得る事象の因果関係の分析等により、複合災害も含むあらゆる事態を念頭に置き、デジタル公共財等を用いた、地域レベルでの具体的かつ分野横断的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施を推進する。
- ◇ 特に、石油タンクなど被災により重大な危険を及ぼし得る施設や、ライフライン、物流拠点など相互に依存する重要施設について、直接被害に加え、二次被害も想定した災害リスク評価を徹底するとともに、産業分野を超えたサプライチェーンへの影響を念頭に置いた横断的な災害リスク評価の実施を推進する。

② 災害リスク評価に基づく戦略的な対策計画の立案

- ◇ 災害リスク評価で明らかになった国や社会、地域の急所・ボトルネックに対し、分野横断的に実施すべき対策や優先的に行うべき対策を抽出し、それらを計画的に実施するためのロードマップの作成や、必要に応じた対策スキームの検討など、全体を俯瞰し、総合的・戦略的な対策計画の企画・立案を推進する。

③ 関係機関等による被害防止・軽減対策の実践

- ◇ 関係府省庁と連携し、計画に基づく様々な被害防止・軽減対策の実施状況や効果の継続的なモニタリングにより対策の進捗状況を把握するとともに、対策実施の抜け・漏れを抽出し、分野横断的な対策実施における複数の関係者間のコーディネートや、関係機関への勧告等により対策実施・改善を促す。
- ◇ また、対策の効果等を定期的にモニタリングし、計画へのフィードバック等を行うことで、不断の見直し・改善を図る。

④ 民間・個人における予防力強化の推進

- ◇ 社会・経済の機能が致命的な障害を受けず維持されるよう、産業界における生産基盤の耐震補強や多重化、自律・分散化等の被害防止・軽減対策の実施を促し、民間部門における予防力強化を図る。
- ◇ また、個人や家庭、地域コミュニティレベルにおいて、家屋の耐震化や家具の固定、感震ブレーカーの設置、非常用備蓄の準備、早期避難の徹底など、日頃からの備えを行うことが被害軽減に大きく寄与することが明らかであることから、民間・個人の取組を戦略的に支援・推進する。

(2) 発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備の推進(災害対応力強化)

① 円滑な初動体制構築に向けた事前準備

- ◇ 発災時における司令塔として、災害規模や基礎自治体の対応力を踏まえ、被害情報収集や人命救助活動等の初動対応を迅速かつ的確に行うことができるよう、被災自治体への円滑な応援体制構築のための事前調整や訓練、産官学民のあらゆる関係者が相互に連携できる体制の構築、専門人材の育成体制の構築と実践的な訓練、災害対策本部設置等の初動体制構築に必要な活動拠点の確保等を進める。

② 迅速な被災者支援の実現に向けた体制構築と事前準備

- ◇ 被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の全体像を体系的に整理した上で、配分可能なリソースを考慮しつつ、事前準備を推進する。
- ◇ 具体的には、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人などジェンダーや多様性の視点や、在宅避難、家屋保全、食と栄養等の様々な視点での支援における課題検証や支援の在り方を検討する場の設置のほか、保健・医療・福祉関係者や被災者支援に関する専門性を有するNPO／NGOやボランティア等との連携体制の構築、災害支援物資等の標準化検討、避難所運営等に係る業務の標準化・訓練実施、スフィア基準(「人道憲章と人道対応に関する最低基準」)等を踏まえた備蓄・設備の強化など、避難生活環境の抜本的改善、要配慮者に係る避難支援等の体制強化、速やかな住まいの確保に向け、被災者支援のための事前準備を推進する。
- ◇ 災害時の被災者支援を円滑に実施できるよう、災害時を見据えたフェーズフリー²な社会保障関連施策を推進するとともに、平時から災害ケースマネジメントの体制構築を図る。
- ◇ 災害時における船舶を活用した医療提供体制を整備し、被災地のニーズに応じた船舶活用医療を提供する。さらに、平時活用されている医療コンテナ、医療 MaaS (Mobility as a Service)³、オンライン診療、ドローンなど最先端技術の災害現場への実装を推進する。

③ 早期の復旧・より良い復興に向けた事前準備

- ◇ 被災地における官民連携体制を構築するとともに、地域特性を踏まえたシミュレーションや訓練等を通じ、早期のインフラ・ライフライン復旧や住まいの確保・生業の再建に向けた事前準備を推進する。

² 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方

³ 医療機器等を搭載した車両が患者の自宅等を訪問し、ビデオ通話等を通じて医療従事者との連携によるオンライン診療等ができるサービス

- ◇ 応急仮設住宅の恒久化など、被災者の避難生活等における負担の軽減に向けた中長期的な課題に対する方策も検討する。
- ◇ 長期的な観点から、災害リスクの低い安全な場所で住み暮らすことを基本とし、将来に向けたより良い復興の実現を目指し、国、地域のそれぞれのレベルにおいて、事前復興の概念を踏まえた検討を推進する。

3. 発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応の統括

- 事前防災として準備した各種災害対応策を最大限、効果的・合理的に発動させるため、迅速な被害状況の把握や対応状況の共有、分野横断的な対応の総合調整等を担うとともに、被災地の一元的なワンストップ窓口として、官民が相互に連携して災害対応を行うためのコーディネート機能を担うなど、関係機関と連携し、各実施主体による災害対応を統括する。
- 過去の災害の教訓を最大限に活かし、速やかな復旧と生活再建、地域の特性を踏まえたより良い復興を成し遂げるため、被災地の意向等意識した継続的な支援を推進する。

(1) 初動体制の構築

- 災害対応の司令塔として、政府の災害対策本部の運営等により、関係機関が連携した迅速な被害状況把握、職員派遣など被災自治体への応援、人命救助と発災直後からの被災者支援、インフラ・ライフラインの応急復旧など、的確な災害応急対策の実施のための地方自治体、関係府省庁等の連携による初動体制を構築する。

(2) 高度な被害情報の収集・集約・分析・共有と情報発信

- 衛星、ドローン等の観測技術等のあらゆる手段を用いた速やかな被害の全体像の把握や、「防災デジタルプラットフォーム」を活用した関係機関間の迅速な情報共有、将来起こり得る被害のリアルタイム想定など、的確な災害対応に必要な情報収集・集約・分析・共有を行う。
- 平時から地域レベルでの報道機関を含む様々なメディアとの連携等により、国内外に向けて、正確な被害状況や支援情報を適時・的確かつ戦略的に発信する。

(3) 被災自治体とのワンストップ窓口による支援

- 被災自治体との一元的なワンストップ窓口として、現地対策本部等を運営するとともに、災害規模や基礎自治体の対応力に応じ、被災自治体の首長の意思決定を支援するなど、関係機関と共に被災自治体の支援を行う。
- 国全体の災害対応状況と被災地のニーズを一元的に把握するとともに、ニーズを踏まえた対応や支援の状況の全体把握、対応の抜け・漏れのあぶり出しや分野横断的な対応に係る総合調整を行い、必要に応じ対応の実施を促すなど、関係機関間のコーディネートを行う。

(4) 適時適切な被災者支援の実施

- 避難生活から生活再建まで、被災地とそこに暮らす被災者の状況を俯瞰的に捉え、「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援を実現することを目指し、配分可能な災害対応リソースにも考慮しながら、保健・医療・福祉関係者や被災者支援に関する専門性を有するNPO／NGOやボランティア等との協働により、人権に配慮した被災者支援を適時適切にニーズに応じながら推進する。

- その際、自治体や避難場所等によって支援の格差が生じないよう、標準化された対応手順等に基づき避難所運営を迅速に行うとともに、避難所にいる被災者のみならず、車中泊や在宅避難、広域的な避難をしている被災者の把握、応急仮設住宅への支援等も含め、女性、高齢者、こども、障害者、外国人など、ジェンダーや多様性の視点から、被災者支援のための情報レジストリといったデジタル技術を徹底的に活用しつつ、被災地のニーズに応じ、災害ケースマネジメント等を通じた健康維持や心のケア、生活再建に向けた支援を推進する。

(5) 被災地の早期の復旧・より良い復興に向けた継続的な支援

- 住まいや生業の再生をはじめ、被災者の日常生活を一日でも早く取り戻せるよう、原形復旧にとらわれない被災地の早期復旧と「より良い復興」の実現に向け、過去の災害のノウハウに基づき、復旧・復興事業の進捗状況を俯瞰し、様々な担い手間のコーディネートを行う。
- また、目指すべき復興理念について、被災地や被災地支援の担い手等の官民の関係者間で共有するとともに、各種復旧・復興事業の進捗状況把握や対策の実施を促すなど、官民連携による継続的かつ包括的な支援を推進する。
- 住まいやまち、生業など被災者目線での生活再建に加え、大規模・広域災害においては我が国全体の総合的な国土利用の観点を踏まえた新たな地域像を構築するなど、産官学民一体となった被災地支援を推進する。
- さらに、被災地の復旧・復興は、次の災害に備える事前防災の取組へとつながっており、より長期的な観点から、災害リスクの低い安全な場所で住み暮らすことを基本とする国土利用を目指し、その実現に向けて幅広い政策手段の検討を進める。

4. 防災政策推進のための共通基盤の形成

(1) デジタル防災技術等の徹底活用の推進(データ・AI 活用、情報収集・集約体制強化等)

- 災害が頻発化・激甚化し、災害対応リソースが限られる中、平時、発災時、復旧・復興時に至る様々な場面における難局を乗り越えるためには、最先端のデジタル技術を徹底的に活用できる基盤と環境の整備が不可欠であり、産官学民が連携し、防災DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する。
- 気候変動による災害の頻発化・激甚化の影響により、災害対応に求められる要件(速度、精度など)が厳しくなると予想されることから、デジタル防災に関する基盤構築に際しては、一度作って終わりとするのではなく、継続的に技術革新を取り入れ、高度化を進める。

① デジタル技術を基盤としたデジタル防災の推進

- ◇ 発災時の情報収集やそれを踏まえた人命救助、被災者支援等の災害応急対策を効率的・効果的に行うため、最先端のデジタル技術及びデジタル公共財を徹底的に活用することで組織同士の連携を強化し、デジタル防災を推進する。
- ◇ 令和6年能登半島地震では、企業から衛星通信サービスの機動的提供を受け、災害対応の効率化に大きく貢献したことを踏まえ、最先端のデジタル防災技術の計画的な導入を推進する。

- ◇ 具体的には、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を中核とした官民で活用可能な「防災デジタルプラットフォーム」の構築を推進するとともに、広域被災者データベース等の先進事例を参考に、広域災害時に要配慮者や被災者に関するデータ等を収集・利活用できるシステムの構築・導入を進めるなど、被災者支援における DX を推進する。
- ◇ あわせて、関係機関によるデータの利活用の観点から、各種データやアプリケーションのオープン化(デジタル公共財化)や個別システム間のデータ連携、さらには従来の SNS における課題を踏まえ、SNS 活用ルールの整備や地域に根差したローカルで信頼できる SNS の利用など平時からのデジタル環境整備を推進する。

② 先端技術の利活用による災害状況把握と対応強化

- ◇ 人工衛星、ドローン等のマルチモーダルな観測データや生成 AI、RAG (Retrieval-Augmented Generation: 検索拡張生成)⁴、チャットボット等を用いた速やかな被害の全体像把握や被災者・要救助者の発見、災害対応に関する意思決定支援、二次被害のリアルタイム予測等を行うためのデジタル基盤の構築を推進する。
- ◇ 個々人の属性や置かれた状況に応じて防災行動変容を促す情報を発信するための防災コミュニケーションに関する基盤技術の構築等を推進する。
- ◇ 発災直後から災害対応をリアルタイムにデジタルで記録・蓄積するとともに、生成 AI 等を用いて過去の災害対応の課題や原因を分析し、対策に反映する仕組みなど、デジタル技術を活用した災害対応の新たな対策スキームの構築等を目指す。

③ 通信基盤の確保とデジタル人材の育成による災害対応力の強化

- ◇ 衛星インターネット等を活用した災害に強い通信基盤等の導入による安定した通信環境の確保や、被災者のプライバシーの保護と個人情報の利活用との間の適切なバランスにも配慮した必要な制度改正に取り組むとともに、災害時に被災自治体等がデジタル情報を有機的に活用できるよう、災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣、地方における DX スキルをもった人材の育成を行うなど、平時から万全の体制を構築する。

(2) 国民の行動変容をもたらす防災教育・啓発、課題・教訓等の継承

- 国民一人ひとりが災害を我が事と捉え、災害が切迫・発生している状況において、「正常性バイアス」を乗り越え、適切な行動によって自ら命を守り抜くことができるよう、また、自ら命を守ることが難しい方については、行政、家族・親類縁者、地域、学校・職場、病院・施設関係者等との連携を図ることができるよう、防災に対する国民の行動変容をもたらすための取組を推進する。

① 防災教育・啓発、地域の防災人材育成等の推進

- ◇ 国民一人ひとりの行動変容を促すための総合的・戦略的なコミュニケーションデザインを検討し、それに基づく防災コミュニケーションに関する取組を推進することで、社会全体として「自ら助かる」行動の定着を図る。

⁴ 大規模言語モデルのテキスト生成・検索技術に、信頼性の高い外部情報を組み合わせることで、質問に対して出力精度を向上させ、質の高い回答が得られるようにする技術

- ◇ 「自ら助かる」行動をとるため、日常の様々な場面を防災教育の場と捉え、こどもの安全保護に十分配慮しつつ、幼児期から義務教育期にかけて、より実践的な防災教育を関係省庁とも連携して推進するなど、国民一人ひとりの行動変容を促す教育・啓発施策を推進する。その際、地域の災害リスクを認識し、より実践的な行動をとることができるようにするため、デジタル技術の活用にも取り組む。
- ◇ 「共に助かる」行動をとるため、地区防災計画の策定等を通じた、地域における防災の担い手となる人材や、要配慮者等のサポートも行えるような地域防災に主体的に参画する人材の育成、実践力を備えた地域コミュニティの育成、学校や公民館、地元企業等の連携によるコミュニティ防災教育の推進など、地域コミュニティレベルでの関係者間の相互支援を促す取組を推進する。

② 災害の記録・課題・教訓の継承

- ◇ 様々な関係者の協力を得て、過去の災害を踏まえた課題把握や原因分析を行い、次なる災害への対策、未来への備えにつなげるための調査・分析の取組を強力に推進する。
- ◇ デジタルアーカイブ、ナレッジデータベース、生成 AI などデジタル技術を最大限活用することで、これまでの災害の課題や教訓を整理・集約・蓄積するとともに、課題等を分析し振り返りを行うことで、次の災害への準備に活かし、後世に引き継ぐ。

③ 様々な関係者の力を結集した連携体制の構築

- 国、地方自治体、NPO／NGO、ボランティア、民間企業、研究機関など、産官学民の様々な関係者それぞれの災害対応力を抜本的に強化するとともに、防災庁が中核となって、それぞれの専門性を活かしながら総力を結集し、相互の緊密なコミュニケーションを通じてコーディネートを行うことで、「餅は餅屋」の災害対応となるよう連携強化を図る。その際、大規模・広域的な災害に備え、地域の対応体制と外部応援体制の双方の充実を図る。

① 地方自治体の災害対応力の強化

- ◇ 災害規模や基礎自治体の対応力に応じ、発災時に的確な災害対応が行われるよう、国、都道府県、市町村間の役割分担の明確化、国・都道府県による支援体制の強化、産官学民の連携による支援体制の構築、都道府県をまたぐ自治体間の広域的な応援・受援体制の構築など、地方自治体を中心とした災害対応力の強化を推進する。

② 地域における防災力の強化

- ◇ 広域的な災害時には、それぞれの地域において、地域防災の主体となる国民一人ひとりや事業者等が主体性を持ち災害対応を実施できるよう、地域防災力の向上を図る。
- ◇ 具体的には、自立した地域コミュニティの形成、消防団員、ボランティア、女性防災リーダー等の地域防災の担い手育成・拡大、地区防災計画の策定やそれに基づく地域防災の推進、災害中間支援機能の充実、地域の経済圏等を踏まえたNPO／NGOや企業、自主防災組織等産官学民の連携体制の構築等を推進する。
- ◇ また、まちづくりや、保健・医療・福祉、観光、スポーツ、教育など日常のあらゆる場面において防災を意識した取組を推進することで、災害時にもこれらの備えが活かされるよう、分野横断的でフェーズフリーな取組を地域が一体となって推進する。
- ◇ 過去に災害を受けた地域において蓄積された様々なノウハウや教訓を他地域へ展開するなど、それぞれの地域における災害対応力の底上げを図る。

③ 専門性・リソースを持つ民間企業等の参画拡大

- ◇ 物資の輸送や倉庫におけるオペレーションをはじめ、平時から各種サービスを提供する民間企業等のリソースやプロフェッショナルの力を発災時にも最大限に活かすため、それらの連携をコーディネートすることにより、被災地支援体制の構築を推進する。
- ◇ そのため、民間企業等が被災者支援活動に参画するための環境・サポート体制整備や、民間企業等のサプライチェーンを通じた事業継続、産業間の分野横断的な事業継続を可能とするための取組を推進する。

④ 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大

- ◇ NPO等のソーシャルセクターが有する専門的な知見やノウハウを活かしつつ、多岐にわたる被災者支援を官民連携により行うことが重要である。
- ◇ このため、都道府県ごとの災害中間支援組織の設置・運営をサポートし、コーディネート機能を強化することで、多くのNPO等が災害支援に参加できるようネットワークを構築する。
- ◇ NPO等のソーシャルセクターと国・地方自治体、地域の防災組織との連携など、被災地支援に関わる様々な関係者の有機的な連携を推進するため、被災者支援の担い手となる人材や支援者間のコーディネートに関わる人材の育成・登録・データベース化を進める。

⑤ 被災地支援に関わる市民等ボランティアとの連携

- ◇ 被災地の早期復旧やより良い復興を成し遂げるためには、一人でも多くの支援者の協力を得て、総力を結集して被災地支援に臨むことが重要である。
- ◇ このため、ボランティアとして被災地支援の担い手となり得る人材の体系的な育成等を進めるとともに、社会福祉協議会等が担う災害ボランティアセンター等のコーディネーターとの連携を推進することで、被災地の支援に携わるボランティアの活動環境整備を行う。

⑥ 産官学民連携による災害対応実施体制の構築

- ◇ 発災時に、被災地内外問わず、産官学民の様々な関係者が連携して災害対応を実施するため、平時から、地域の経済圏等を踏まえた産官学民の関係機関同士の顔の見える関係・ネットワークを構築した上で、それぞれの役割を明確にし、協働して事前防災と災害対応に取り組む体制の構築を推進する。

(4) 防災に関する標準化された災害対応・人材育成体制の構築

- 産官学民の関係者が災害の種別を問わず、共通した行動原則により、災害規模に応じて柔軟に体制を構築して災害対応に当たることができるよう、被災現場での意思決定や支援体制、対応手順の標準化(日本版 NIMS(National Incident Management System)/ICS(Incident Command System)の検討)、関係機関が連携した人材育成・研修システムの構築、実践的な研修・訓練の実施を推進する(防災大学校など教育・訓練機能の検討)。
- また、防災庁が災害対応の各フェーズにおいて、適切なコーディネート機能を発揮できるよう、幅広い経験や専門知識を有するコーディネート人材の育成を行う。

(5) 産官学民の連携による最新科学技術による防災技術の研究開発、社会実装の推進

- 防災への先端科学技術の徹底的な活用に向け、被害想定、被害状況・予兆の把握、災害制御の高度化や、発災時の救助・対応ロボットの開発、発災時の行動変容を促す防災コミュニケーション方策の研究など、防災庁が中核となり、防災の推進のための技術ニーズを明らかにする。

- また、防災政策に活用し得る技術シーズの把握、関係府省庁等や民間企業、大学等の研究機関等の各実施主体による防災技術の研究開発状況の把握と促進、分野横断的な防災技術の研究開発に係る関係機関間のコーディネート等を通じて、産官学民が連携した防災技術の研究開発・社会実装を推進する。
- さらに、これらの防災技術や知見について、産官学民の連携を通じて実用化・事業化を図り、「防災産業」へと発展させ、我が国の新たな産業の柱に育てていく。
- 防災産業で培われた高度な技術やノウハウは、介護やインフラ保守、教育、防犯など、防災以外の幅広い分野にも応用可能であり、こうしたクロスセクターでの社会実装を通じて、国民生活の質の向上や経済成長を後押しし、ひいては我が国の国富の増進にも寄与することが期待される。

(6) 防災技術や知見・ノウハウの国際展開、世界への貢献

- 先端科学技術により開発した防災技術や知見、災害の経験・課題・教訓について、世界各地で多発する災害の予防や災害対応に活かすとともに、防災産業で培われた高度な技術やノウハウの国際展開を図ることにより、国際社会との連携を深めるとともに、国際的な防災に貢献し、世界の防災を牽引する。

第四章 防災庁に求められる組織体制の在り方

1. 各府省庁等への勧告等

- 防災庁が、第二章に示す司令塔機能を発揮し、府省庁間等の縦割りによる対策の抜け・漏れ・分断を排し、各府省庁等が個々の行政分野において実施している事前防災に係る施策を統一的かつ着実に推進するため、防災庁は、内閣直下に設置するとともに、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、関係府省庁等に対する勧告等の権限を持つことが必要である。その際、勧告等を受けた関係府省庁等には尊重義務を課すことが必要である。
- 学識経験者や実務家等の外部有識者が、産官学民の様々な分野の専門的な見地から、最新の技術動向や社会情勢等を踏まえ、各種施策の提言や施策の実施状況の調査・審議等を定期的・継続的・機動的に行うことができる枠組みを設けることが必要である。

2. 十分な体制等の確保

- 平時から防災時、復旧・復興期までの一貫した司令塔機能を発揮するため、大規模災害発生時にも、事態対応を行いつつ、並行して、未然の被害防止・軽減対策や防災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備を着実に実施する体制確保が必要である。
- そのためには、戦略的な防災計画・対策の企画立案、事態対応、産官学民連携や防災教育・啓発、防災人材育成・訓練等の地域防災力強化、そして円滑な事務遂行のための総合調整を継続的に実施できる体制を整備することが必要である。
- 特に、第三章に示す具体的な施策のうち、被災者支援体制の構築、デジタル防災、防災コミュニケーション、産官学民連携、地域ごとの防災体制強化、災害対応標準化・人材育成、防災技術の研究開発、国際展開等を推進するための専門部署を設置することが必要である。
- 第三章に示す施策を確実に実行するため、各役職レベルで平時から各府省庁、地方自治体、関連団体、企業等と調整・協働ができる十分な人員体制と、関係機関による防災対策を抜本的に推進するために必要な予算を継続的に確保することが必要である。

- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を念頭に、自治体等地域の実情に応じた防災体制の支援強化や防災庁の業務継続性の観点等も踏まえ、省庁横断で、都道府県を越え、地域の経済圏等における産官学民あらゆる関係者の総力を結集した災害対応を実現するための体制を構築することが必要である。
- どこで災害が発生したとしても迅速に被災地を支援するための備蓄物資拠点等を整備することが必要である。

3. 専門人材の確保・育成

- 防災に関する知識・経験が蓄積・継承されるよう、防災庁のプロパー職員を採用・養成する必要がある。
- また、様々な関係者間での高いコミュニケーション力・コーディネート力を有した人材の育成や地方自治体の災害対応力の強化を図るため、体系的な人材育成・訓練の仕組みの構築や、関係省庁の防災関係部局や地方自治体、民間企業、NPO／NGO、大学等の研究機関など、関係機関との人事交流を積極的に実施することが必要である。
- 防災庁が高度なコーディネート機能を発揮するためには、デジタル・最先端技術、防災コミュニケーション、教育等様々な分野との連携を図ることが必要であることから、各分野における専門的な外部人材の業務参画・登用を積極的に実施することが必要である。
- 防災庁職員に限らず、地方自治体職員や民間人材も対象とした教育・訓練機能を有するとともに、全国の地方自治体の防災拠点との連携を推進することが必要である。

4. 職員が誇りを持ち、持続的に働ける環境づくり

- 防災に携わる職員が誇りとやりがいをもって前向きに業務に取り組み、中長期的かつ継続的に力を発揮できるようにするためには、持続可能な働き方を実現する職場環境の整備が不可欠である。
- 特に、災害対応は昼夜を問わず突発的な対応が求められるため、職員の生活への配慮や、心身の健康を維持できる体制づくりが重要である。
- このような観点から、意欲と能力、使命感をもった人材を安定的に確保できるよう、必要な処遇改善を図るほか、働き方に配慮した執務環境や生活環境の確保を図ることが必要である。

おわりに

本報告書は、防災庁設置に向けた基本理念、担うべき施策、その実施体制に関する基本的な方向性を示すものである。

提示した内容は、これまでの過去の災害の教訓等を最大限に取り込んだものであるが、南海トラフ地震のような国難級の災害に対しては、これまでの教訓や現行制度、リソースでは対応が困難となる可能性があることから、防災庁の設置によっても、すぐに全ての課題が解決できるわけではない。

また、気候変動による災害の頻発化・激甚化の影響により、今後、災害対応に求められる要件はますます厳しくなると予想される。

防災庁の設置は、全てが整った「到達点」ではなく、これらの課題解決に向けた「出発点」である。

設置後も、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大するような現象の発見等を通じて、定期的な政策の見直しや制度改革を重ねることで実効性を高めていく。防災施策の基盤を担うデジタル防災においては、常に技術革新を取り入れ、継続的に高度化を図る。

本報告書は、防災庁の中長期的な進化を構想しつつ、その第一歩としてあるべき方針を示すものである。

本報告書で示す方向性の中には、法制度の整備・改正や、長期的な体制構築・改善を要するものも含まれており、継続的な検討と産官学民一体となった取組が不可欠であり、防災庁はこれを常にリードする責任を負うものであることを強調しておく。

防災庁設置準備アドバイザー会議 構成員名簿

石井 美恵子	国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
臼田 裕一郎	国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
江口 清貴	神奈川県情報統括責任者(CIO) 兼 データ統括責任者(CDO)
大木 聖子	慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
片田 敏孝	東京大学 大学院情報学環 特任教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
河田 恵昭	関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
喜連川 優	情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
栗田 暢之	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/ NPO 法人 レスキューストックヤード 代表理事
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
菅野 拓	大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
鈴木 哲夫	ジャーナリスト
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部長/ 全国ボランティア・市民活動振興センター長
榛沢 和彦	新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
坂 茂	建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
明城 徹也	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
山本 尚範	名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
矢守 克也	京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

防災庁設置準備アドバイザー会議 開催経緯

第1回(2025 年 1 月 30 日)

- (1) 政府における防災施策・体制の現状等について
- (2) 議論の方向性・論点、今後の進め方について

第2回(2025 年 2 月 17 日)

- (1) 災害対応における官民連携について

第3回(2025 年 3 月 25 日)

- (1) 大規模災害時における被災者支援体制について

第4回(2025 年 4 月 4 日)

- (1) 防災意識の向上について(防災教育・周知啓発)
- (2) 防災 DX、防災技術研究開発の推進について

第5回(2025 年 4 月 14 日)

- (1) 事前防災、防災体制の在り方について

第6回(2025 年 5 月 12 日)

- (1) これまでの議論の振り返り
- (2) とりまとめ骨子(案)について

第7回(2025 年 5 月 21 日)

- (1) とりまとめ(案)について

第8回(2025 年 6 月 3 日)

- (1) とりまとめ(案)について

